

令和4年2月2日

市立学校長 様

教 育 長

### 市立学校における臨時休業期間の短縮について（通知）

日頃より、本市マニュアル等に基づき感染症対策に御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、別添、令和4年2月2日付文部科学省通知「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインのオミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項について」において、新型コロナウイルスによる臨時休校や学級閉鎖の目安期間が、現行指針の「5～7日程度」から「5日程度」に短縮されました。

つきましては、令和4年1月25日付さいたま市教育委員会通知「市立学校における当面の臨時休業期間の目安等について」において、国の基準に基づき7日間を目安としているところではありますが、文科省通知に基づき以下のとおり対応願います。

#### 1 学級閉鎖

次のいずれかの状況に該当する場合は、学級閉鎖を実施することを基本とし、その期間は、感染者の最終登校の翌日を起算日として、国の基準に基づき5日間を目安とする。

学校は、学級閉鎖期間中に、有症状者や濃厚接触者の候補者について確認を進めるとともに、新たな陽性者が複数発生した場合等には、期間の延長も検討すること。

(1) 同一の学級に2名の陽性者が発生した場合

(2) 陽性者が1名であっても、以下に該当する場合

ア 周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる

イ 濃厚接触者の候補となる者が複数存在する

(※ただし、学校に2週間以上来ていない者等の発症は除く。)

#### 【濃厚接触者の候補】

- ・適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
  - ・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性の高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある）
  - ・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし（※）で、感染者と15分以上の接触があった者（例えば、感染者と会話していた者）
- ※必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても確認する。

#### 2 学年閉鎖

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学年閉鎖を検討し、陽性者の所属学級や人数等を踏まえ学校医の助言を参考に判断する。

学年閉鎖の期間は、上記学級閉鎖期間に準じて判断する。

### 3 学校閉鎖

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学校閉鎖を検討し、陽性者の所属学級や人数等を踏まえ学校医の助言を参考に判断する。

学校閉鎖の期間は、上記学級閉鎖期間に準じて判断する。

### 4 塾や習い事等での感染者判明に伴う対応

- (1) 塾や習い事で陽性者が発生し、保護者から登校について相談があった場合は、当該施設からの要請に従うよう依頼する。
- (2) 塾や習い事等の施設から要請がない場合は、登校を制限せず、感染症対策を万全にして教育活動を行う。

### 5 その他

- (1) 学級閉鎖等の措置をとっている学級の兄弟関係については登校を制限せず、感染症対策を万全にして教育活動を行う。
- (2) 複数名の感染者が判明する等して保健所調査が入った場合は、その調査結果に基づいて対応する。
- (3) 現在、保健所の調査待ちのために学級閉鎖等を実施している学校については、本通知に基づいて対応する。
- (4) 児童生徒の陽性が判明した場合は、従前通り当該児童生徒の行動記録を健康教育課に送付し、濃厚接触者候補の有無等を協議する。
- (5) 学級閉鎖を実施している児童生徒の塾や習い事等については、自宅待機を基本としつつ、保護者の判断に拠るものとする。

担当 健康教育課

保健係 西形、高橋

電話 829-1678